

一般社団法人麻布大学同窓会特別会員入会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は一般社団法人麻布大学同窓会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第5条第4号に係る入会に必要な手続き等について定める。

(入 会)

第2条 本会に入会を希望する者は、一般社団法人麻布大学同窓会特別会員入会申請書（様式第1号）及び特別会員推薦書（様式第2号）を本会会長へ提出しなければならない。

2 入会の申請があった時は、理事会に諮りその是非を決定する。

3 入会の承認が得られた時は、申請者に特別会員入会決定通知書（様式第3号）で通知するものとする。

(入会金及び会費)

第3条 前条により入会を認められた者は、入会金及び当該年度会費を納めなければならない。ただし、入会金の額はその都度理事会で決定する。

(所 属)

第4条 入会後は、部会及び支部のいずれかに所属するものとする。

(利益相反)

第5条 利益に相反する者は本会の委員会委員になることはできない。

(改 正)

第6条 この要綱の改正は、理事会の議を経て行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないものは、理事会において決定する。

附 則

この要綱は、平成25年11月30日に制定し、施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般公益法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。